

平成 2 7 年度

千葉県環境審議会 環境総合施策部会
第 1 回 防災拠点再生可能エネルギー等
導入推進基金事業専門委員会

議 事 録

平成 2 7 年 6 月 2 6 日（金）

千葉県環境局環境保全部環境保全課

平成 27 年度 千葉市環境審議会環境総合施策部会
第 1 回 防災拠点再生可能エネルギー等
導入推進基金事業専門委員会

日時 平成 27 年 6 月 26 日（金）

午後 4 時 00 分～午後 5 時 21 分

場所 千葉市役所 議会棟 第 3 委員会室

出席者（委員）榛澤委員長、前野副委員長、大槻委員、倉阪委員、深味委員
（事務局）大木環境保全部長、小川温暖化対策室長、工平温暖化対策室主査
遠藤環境保全課主任技師
（委託事業者）中外テクノス 3 名

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）民間事業者の補助事業の進め方について
- （2）平成 28 年度事業の調査対象及び選定の進め方について
- （3）事業の進捗報告及び進め方について
- （4）その他

3 閉 会

配付資料

- 資料 1 千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金の方針（案）
- 資料 2 - 1 平成 28 年度事業場所の調査候補
- 資料 2 - 2 体育館屋根や校舎屋上以外の候補の調査結果
- 資料 2 - 3 調査対象候補地の選定の進め方
- 資料 3 - 1 昨年度の実施結果及び今後の予定
- 資料 3 - 2 避難所運営委員会との連携

- 参考資料 1 千葉市民間施設再生可能エネルギー等導入支援補助金募集要項
- 参考資料 2 - 1 学校以外の避難所における調査候補外一覧
- 参考資料 2 - 2 体育館屋根や校舎屋上以外の候補概要（学校施設）

午後 4時00分 開会

【工平温暖化対策室主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから千葉市環境審議会環境総合施策部会平成27年度第1回防災拠点再生可能エネルギー等導入推進基金事業専門委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題及び資料ですが、お手元にごございます1枚目は席次表となっておりますので、1枚めくっていただきまして、次第のとおりでございます。資料の不足等があれば事務局までお申しつけください。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例により公開することが原則となっております。議事録につきましても公表することとなっておりますので、あらかじめご了承くださいたいと存じます。

それでは、榛澤委員長、よろしく願いいたします。

【榛澤委員長】 どうも皆様ご苦労さまでございます。では、座って進行させていただきます。

今、事務局からご説明がありましたように、議題(1)の「民間事業者の補助事業の進め方について」、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

【遠藤環境保全課主任技師】 では、環境保全課の遠藤から説明させていただきます。

まず、資料1をごらんください。本基金事業では公共施設への導入とあわせて民間施設へも導入を予定しております。数にして大体2施設程度を予定しているところです。今年度は、まず民間事業者の募集を行いまして採択をした後に、来年度内で事業を進めていただくという流れで考えております。今年度、民間事業者を募集する際の方針について、案を説明させていただきます。

なお、この資料は、二重線の枠内に参考資料1で添付されている募集要項の内容を抜粋しまして、その趣旨を二重線の枠外で説明したものとなっております。本資料ではポイントとなる部分を対象に抜粋しております。

それでは、「募集方針のポイント」のところをごらんいただければと思います。

これらは、二重枠で抜粋したところは目次の抜粋になり、募集要項のうちポイントとなる部分について抜粋の上、記載事項の趣旨を枠外にまとめております。

では、目次の抜粋を一つ一つ説明させていただきます。

まず、1つ目は「事業の目的・概要」です。続きまして3番、これは募集要項の番号とそろえておりますので飛んでおり、3番で「補助の対象となる施設」としております。4番で「補助の対象となる事業者」、5番で「補助の対象となる事業」、いわゆる補助メニューという事業、8番で「補助率・補助限度額」、11番で「応募後のスケジュール」ということで大体の流れと、最後に別紙で「審査における着眼点」というところで、募集がなされた際には、本委員会で審査していただくこととなりますので、その際の着眼点というものを示したいと考えております。

この3番と4番について一つ訂正がございまして、要項上3番と4番が入れかわ

っております。3番が「補助の対象となる事業者」となっておりまして、4番が「補助の対象となる施設」という順番になっております。申しわけございませんが、そのように以降は読みかえていただければと思います。

それでは、この項目に沿って以下説明させていただきたいと思っております。

次の二重枠に進みまして、まず「事業の目的・概要」について簡単に読ませていただきます。事業の目的として、「環境省の『再生可能エネルギー等導入推進基金事業』の採択を受け造成した基金を活用し、災害時に避難所等となる民間施設へ再生可能エネルギー設備や蓄電池などを導入するために必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付し、（ここがポイントかと思いますが）災害に強く低炭素なまちづくりを進めるものです」ということで、これは国から補助金をもらって進める事業となりまして、本市もこの災害に強く低炭素なまちづくりを進めるために進めているところですので、同様の取り組みを促すことで、市の取り組みで行き届かないようなところのサポートをしてもらう方向で考えております。

この目的を達成するために、どのような対象者を補助事業者と考えているかというのが3番になります。3番に書いてあるとおり、千葉市内所在の私立大学、もしくは私立短期大学としております。

ここで、枠外の趣旨のほうに飛ばさせていただきます。私立大学と短期大学といった、大学生を想定しているところですが、これについては活動主体へ学生の参画を求めることで設備活用の広がりを期待しているところです。なので、中・高生ではなくて大学生等を対象と考えたいと思っております。また、大学生が活動することで、この設備は地元の方との連携というのも大事になっていくと思っておりますので、地元の活動に新たな活動体、学生や新居住者が参入していくことで、防災活動面でも学生の力が発揮されることとなり、若者との交流や地域定着といったことも期待されるのではないかと考えております。

続きまして、また二重枠の中に戻らせていただきまして、私立大学と短期大学の要件について説明させていただきます。点線の中にあるとおりとなります。

まず、1つ目としましては、千葉市地域防災計画において規定する防災組織体制というものが確立していることとなります。これは、いわゆる防災組織というものを構築して災害時の体制を防災組織みずからが担っていくという、そういう本市と同様の体制を確立してくださいということとなります。

2つ目としましては、「災害時応援協定」を平成27年度中に締結していることとしております。これは、現在締結していなくても、災害時応援協定という市と同じような避難所を提供いただくことで、27年度中に締結する形をとった上で再生可能エネルギー設備を導入し、防災力の強化と低炭素化を図っていただきたいと思いますと考えております。

下の※印のところに移ります。かわり方としては、物資の支援や活動支援といった、災害時の帰宅困難者など、ただ受け入れるというだけではなくて、3行目になりますが、数日間程度の一定数の避難者の滞在を予定している施設が対象と考えて

進めたいと思います。そうすることで初動態勢を確立した体制のもとで数日間機能する。その上で周辺の方や避難者の安全を守っていくという活動をしていただきたいと考えております。

続きまして、次のページをお願いします。

4番の「補助の対象となる施設」ですが、いわゆる建物については補助対象事業者が所有または管理する施設で、以下の要件を満たす施設であることとすることを求めておまして、設備の設置後も十分な耐震性を有する施設であること、設置設備が地震や風雨等により転倒や落下するおそれがないこと、さらには、災害時においても設置設備の管理が可能となる配置ができること、としております。

この趣旨としましては、設備設置場所として適していることを前提に、国の補助要綱と整合をとった形で整備できることとしております。さらには、対象施設の除却がされないよう、設備については償却期間を別項目で設定した上で、長期にわたり活用してもらおうということも規定しております。

なお、3つ目のポツですが、配置条件を定めているのは、災害時に設備が使えなくなつては困りますので、やはり災害時も想定した設備管理というものができる配置が求められるかと考えております。

続きまして、補助の対象となる事業について説明させていただきます。

まず、二重枠の中を読ませていただきますが、次のいずれかの設備を設置する事業としまして、①番目として太陽光発電設備と蓄電池の組み合わせによる導入事業。もしくは、②番としまして、熱利用設備として太陽熱または地中熱を導入した事業を補助対象と考えております。これは①と②の組み合わせも可能とするほか、①のみ、もしくは②のみも可能かと考えております。

なお、補助要件についてですが、①の太陽光発電設備については、発電容量が20kWであることを求めております。また、蓄電池については、まず蓄電池を設置することを前提に15kWhの蓄電池を設置することを条件とさせていただいております。また、②については、設備の作動に必要な電源というものを整備する必要があると考えておりますので、そういう発電設備を有することを条件としております。この発電設備を①番の太陽光発電設備で補うことも可能ですし、別途の何かしらの発電設備というものを有した上で熱利用設備を導入することも可能にしております。

なお、※印のところですが、電力については自家消費が基本で、固定価格買取制度による売電は不可としております。

補助メニューとして太陽光発電と熱利用を掲げておりますが、趣旨としましては、太陽光発電のみならず千葉市で活用可能な再生可能エネルギーを広く対象とし、各主体が想定する災害時の活動に見合った組み合わせや選定を可能としたいと考えております。

続きまして、これらの設備の補助率・補助限度額について説明させていただきます。

まず、補助率ですが、2分の1以内としております。これは国の定めで規定されて

おりますので、変更することはできない数字となります。また、補助限度額を 1,500 万円（原則）としておりますが、こちらは本市の事業規模から算出した場合に、同様の 20kW と 15kWh の設備を導入していった際には 1,500 万円程度が半額補助として妥当だろうと考えて設定しております。

ここで※印のところですが、太陽熱利用設備についてはパネル 1m²当たり 10 万円、また、地中熱は冷暖房能力 1kW 当たり 15 万円を乗じて算出し、それらの合計として 1,500 万円以下という上限を設けることとしております。

これらの趣旨としましては、まず設備規模に見合った単位当たりの補助額を設定することで、費用対効果を担保したいと考えております。なので、設備規模の割には金額が過剰になった場合は、単位当たりの金額で上限を打ち切るという形を考えておまして、その上で合計については、やはり余り過大になり過ぎても困りますので、1,500 万円を上限として原則掲げさせていただいております。

続きまして、次ページに移っていただければと思います。

これらのメニューをもとに応募に係るスケジュールについて説明させていただきます。なお、このページのフローは、参考資料 1（別紙 2）の内容を概略化しているもので、詳細は参考資料 1（別紙 2）を見ていただければと思いますが、専門委員会にかかわるところを踏まえて概略で説明させていただきます。

まず、手続の流れですが、前提として事前に相談期間を設けております。これを大体 7 月上旬ごろと考えておまして、ここでどういう趣旨で導入していくのかとか、そのあたりを事業者サイドと相談して決めていくとしております。

その期間が終わりましたら事業応募期間ということで、実際に事業に応募いただきまして、その中で事業計画や、どのような組織体制でやっていくのかというものを示していただきます。その内容については、千葉市側の枠のところの「専門委員会での審査」というのを想定しておまして、およそ 10 月ごろを想定しているのですが、専門委員会の場でご審議いただきまして、採択者を決定していきたいと考えております。

採択者が決定されましたら、あとは金額がどれぐらいかかるのかという具体的なところの詰めを 12 月ごろから行っていきます。先ほど申し上げましたとおり、28 年度の 1 年間で設備導入を完成させなければいけませんので、この期間で金額なり事業計画というものをきちんと詰めておきたいと考えております。

28 年度になりましたら、交付申請を受けまして工事を行い、3 行目の設備活用というところも一つポイントとして掲げておまして、導入された設備については操作訓練や避難訓練というものを実施していただきます。それについては千葉市側も適宜協力を行いまして、最後に事業報告をいただき、事業の目的は達成されたとして補助金交付という流れで考えております。

続きまして、次ページをごらんください。これについては、参考資料 1 の別紙 4 にも同様の内容が書かれております。一つずつ簡単にかいつまみながら説明させていただきます。

まず、審査における着眼点 1 として、事業目的については、避難所機能強化を目的とした事業であるかどうかというところが、まず 1 つ目のポイントかと思われま
す。また、2 つ目のポイントとしましては、再生可能エネルギー発電設備については、
昼だけとか夜だけという偏った活用ではなく、昼夜を問わず施設において災害時に
必要とされる最低限の機能を維持するために電力を確保できるものであるかという
検討をきちんとしていただくこととしております。3 番目としましては、災害時に
おける設備の活用について体制づくりをきちんとしてくださいというところを求めて
おりますので、その部分の審査をしていただきたいと思いますと考えています。

また、対象施設についてですが、平常時においてもきちんと有効活用されるべき
と考えますので、その辺の考え方がしっかりしているかどうかといったところや、
設置する設備が長期にわたり使われる必要がありますので、その効果的な活用が期
待されるかどうかといったところもポイントかと考えております。また、その下
については、災害時における公益性や地域防災力の強化や、防災力向上や環境負荷の
低減のための独自の取り組みの妥当性、また、自家発電設備が設置されているか
というところで、その設備の必要性、または少し過剰ではないかといったところも確
認しつつ審査を進めたいと考えております。

3 番についてですが、こちらについては民間事業者さんということを前提に、経営
状態や資金調達能力、事業活動に当たっての法令等の遵守といったことを求めてお
ります。

4 番目の実施内容についてですが、発電設備・蓄電池を導入する場合は、その使い
方や能力というものが必要最低限の規模であるかどうかといったところも一つの確
認ポイントと考えております。

5 番のその他については、やはり低炭素化の事業ですので、二酸化炭素削減効果
が見込まれるかどうかといったところや、また事業実施スケジュールがきちんと完了
してもらえるのかどうかといった実施能力といったところも審査ポイントとして掲
げております。

大体このようなところをポイントとしまして民間補助の募集をかけたいと考えて
おります。

説明については以上になります。

【榛澤委員長】 ありがとうございます。

今のご説明は、平成 28 年以降実施されるところの選択で、まず条件についてのご
説明でございました。これについて何かご質問。どうぞ。

【倉阪委員】 まず、補助対象ですけれども、私立大学・私立短期大学ということで、
大学ということであれば国立大学法人もあることはあるのですが、そこはなぜ外れ
たか、何か理由はありますか。

【遠藤環境保全課主任技師】 補助対象として、いわゆる民間事業者に対しての補助
としてのメニューが国の補助メニューの中に入っております、公共施設について
は対象としておりません。

【倉阪委員】 独立行政法人は入らない、というお考えか。

【遠藤環境保全課主任技師】 そのように整理させていただきました。

【倉阪委員】 国立大学法人は独立行政法人の一つで、一応、事業者としては独立していますけどね。だからその扱いがどうなのか。国の機関ではもうなくなってはいるので、そこはどうかと思います。

【遠藤環境保全課主任技師】 環境省から、いわゆる国から示されている Q&A にも、そこは明記されていないのですけれども、確認が必要かと思われまますので、すみません、そこは確認させていただきまして、対象としてよいとの回答であれば、当然私たちとしても、対象の範囲ととらえるつもりです。

【大木環境保全部長】 民間施設に再エネの導入を考えておりますので、国立大学が民間と言えるかどうかということからすると、該当しないと整理はさせていただいたのですが。

【倉阪委員】 ちょっと確認をしていただいて、民間というときに、国から独立をして、まあ運営交付金をたくさんもらっているの、そこは純然たる民間ではないのですけれども、位置づけ上どうなのかというのを、ちょっと確認をしておいていただければと思います。

【遠藤環境保全課主任技師】 公共施設として判断されるかどうかというところだと思うので、ちょっと確認したいと思います。

【倉阪委員】 それの一つですね。あとは、中身としてこの補助要件、今、参考資料 1 も拝見しているのですけれども、資料 1 の 2 ページも同じですが、発電規模について発電容量と蓄電池容量をもう固定をしまっている。一方で、この補助要件の一番初めに「補助対象施設において災害時に必要とされる最低限の機能を維持するために必要な設備・規模であること」と、規模を対象となる施設に応じて決められるようにも書いてある。例えば、大きな私立大学で導入をする場合、発電設備の容量が 20kW では足りないような可能性が出てくるのではないかなと、そこはどうするのかというの、この補助要件を見てわからなかったところです。

ついでに指摘をしますと、参考資料 1 の 2 ページの補助要件の最後の行、何か欠落していますね。枠で多分一行消えているのではないかなと思いますので。

【遠藤環境保全課主任技師】 はい、そうです。

【倉阪委員】 そこは直しておいてください。

【遠藤環境保全課主任技師】 参考までに、この先の概要を説明しますと、「数日間程度電力供給が途絶えた場合でも自立稼働が可能であること」というようなことが書かれております。

【倉阪委員】 そうだと思います。そこは直しておいてください。

【遠藤環境保全課主任技師】 はい、承知しました。

【倉阪委員】 中身として、この発電容量・蓄電池容量を固定するというのと補助要件の一番上の要件とが、何か食い違わないかなというの、次の私の疑問です。

【大木環境保全部長】 この 20kW と 15kWh ですけれども、これはこれまで市有施設

の導入についてかなり精査をして、小・中学校の場合の導入規模については太陽光で20kWと蓄電池は15kWhが必要と積算をしたところですので、この規模は最低限必要ではなかろうかとしております。ですから、「これ以上」というふうにするかどうかだと思います。ただ、補助金の1,500万円という限度額からすると、この規模がおおむね公共で考えるとこの単価ですので、仮にこれを超えた場合、学校側の全額負担になるのかなというふうには考えられます。

【倉阪委員】 ただ、6の(1)で、自費であってもそれ以上は導入できませんと書いてあるので、だから、設備を指定するのであれば、このスペックで手を挙げるところに手を挙げてもらう。

【大木環境保全部長】 最低条件ですので「以上」とするかですね。

【倉阪委員】 そのあたりは、中の要件同士がバッティングするところがありそうで、ちょっと考えたほうがいいのではないかと思います。

【榛澤委員長】 今、倉阪先生から3つほどの指摘がありましたけど、それについてはもう一回確認していただくということによろしいですか。それとも、何か今即答できますか。いいですよ。今おっしゃった答弁で、例えば20kW以上にするかということとは、市の立場からするとこれが限度であると。

【大木環境保全部長】 実際の補助限度額と照らし合わせると多分この金額を想定しておりますので、これ以上の金額というところ、先ほど言いましたように対象となっても学校側の負担分になってしまいます。

【倉阪委員】 ただ、安くなっていますから、この補助限度額以下で安く入れられれば設備容量はこれ以上入るといような計画を出してくるところがあるかもしれない。そこは本当に手を挙げる人がいるのかどうかよくわからないのですけれども、県はかなり苦戦していますので。ただ、余りがちがちに縛ってしまうよりは、いろいろな工夫ができたほうがいいのかなというふうにも思いますね。

【大木環境保全部長】 そういう趣旨であれば、それ以上ということでは要綱のほうは変えさせていただければと思います。

【榛澤委員長】 「ただし」というのがどこか入りますかね。それはよろしいですか。例えば、この参考資料の4/12の(3)ところに、「補助対象経費算定上の留意事項」というのがありますよね。そのイのところですか。要するに、今、倉阪先生がおっしゃったように、矛盾がないようにしておいていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

【大槻委員】 民間に利用するように、それを今度は短期大学と大学に絞られたというのは何か理由がありますか。

【大木環境保全部長】 これは、資料1の1ページのところに「趣旨」ということで、今回、ハード面だけではなくて、この設備を使ってどう運用するかという活動面にも着目をしておりまして、ここに書かれているとおり、学生の参画によって設備の活用の広がりが期待できるだろうという観点から、今回、大学・短期大学を選んだ

ということになります。

【大槻委員】 ちょっと別の観点から。これから出てくる避難所運営委員会というのが絡んできています。今、大学や短大に避難所運営委員会というものが無い。市民は今の小学校や中学校を対象に避難所運営委員会というのが動いているわけです。訓練もされているわけです。それで、設備だけそちらのほうに行きますよと。実際に市民が利用するのにそこへ行けるのかどうか。その辺の兼ね合わせというのをちょっと。

【榛澤委員長】 災害時の協定というのは、大学とか私立大学にはやっておるんですか。

【遠藤環境保全課主任技師】 この協定については、参考資料の 2-1 をごらんいただければと思います。その一番下のところに千葉明德学園が避難所として既に指定されております。これはなぜ避難所として民間私立大でありながら指定されているのかということ、この災害時応援協定というのを結んで学園の施設を開放しておりまして、こういう形で実際に協定を結んで進めているところがあります。この協定もそういうことで、いわゆる住民による避難所運営委員会が設立されるような施設として活用されていくという流れになります。

【大槻委員】 そうですか。わかりました。

【榛澤委員長】 先ほどの倉阪先生のお話にあったように、私立大ばかりではなくて独立行政法人のほうも入れていただければ、なおさらいいということだけ加えておいていただければと。この委員会でそういうのが出たということだけ記載しておいていただきたいと思います。

前野先生、何か。

【前野副委員長】 いえ、特に……。

【榛澤委員長】 よろしゅうございますか。

では、議題（1）のほうはこれで締めさせていただきます、次の（2）の「平成 28 年度事業の調査対象及び選定の進め方について」、事務局からご説明よろしくお願いたします。

【遠藤環境保全課主任技師】 では、遠藤から説明させていただきます。

資料 2-1 をごらんください。まず、これまで学校を中心に事業場所の選定をしてきたところですので、平成 28 年度については学校を除く市が指定する避難所について、事業導入場所の候補の選定というものをしていきたいということで進めております。それについて、以下の流れで絞り込みを実施していくところです。

まず、（1）では候補箇所の整理ということを行いました。これについては、各施設に対して屋根の状況についての簡易調査というのを実施しております。

内容としては、調査内容のとおり、資産経営上、維持管理が期待されるか、太陽光パネルが既に設置済みでないか、屋根の上に十分な設置スペースがあるかどうか、建物の除却が 20 年以内に予定されていないかということ、各施設の所管課に確認しているところです。

趣旨としては、明らかにパネルの設置が不可能だというふうに判断される施設をまず取り除くという趣旨でこの調査をしています。

なお、※印のところの建物除却後に敷地が残る場合については、屋根以外の設置場所の調査というのも必要と考えておりますので、建物の屋上以外といったところの調査もあわせて今後行っていく流れとしております。

この調査内容の結果について、イ) で説明させていただきます。

まず、調査結果①については、屋根設置の調査候補としまして、建物へのパネル設置の可否が今後確認する必要があるという調査対象になります。この調査対象については、下の表 2-1 における右の欄の「屋根対象」のところにおががついている施設、全 34 施設になりますが、そちらがまず屋根の上にパネルが乗せられるかどうかといった調査をしていく対象となります。

ただ、あわせまして屋根以外への設置調査候補というのもありまして、建物自体は乗せられないとしても、施設のどこか敷地の中で置ける場所も探す必要があるだろうというところで、屋根対象は×だけれどもというところも全て、表 2-1 に書かれている 43 施設を対象として敷地の調査というところを進めていこうと考えております。

また、あわせまして、上の調査要件に合わなかったところについては、残念ながら調査候補外ということで整理させていただきまして、それが先ほどごらんいただいた参考資料の 2-1 というところになります。参考資料 2-1 についての説明は割愛させていただきます。

表 2-1 についてですが、「判定にあたってのコメント」のところをごらんください。調査候補として掲げてはいるところですが、条件がよくないところが比較的多いのかなというように見て取れるかと思います。建物改修の時期が 10 年以内にあるところや、建物が古いものだったり、そういうところがあるのかなと見受けられます。そういったところを今後調査していきたいと考えております。

下の (2) の「今後の調査」をごらんください。まず、屋上の対象になった施設については、進め方として資料 2-3 において詳しく説明させていただこうと考えておりますので、後ほど説明させていただきます。

また、屋上以外の設置場所の調査についてですが、これは屋根の調査と並行して進めていくこととしますが、流れについては資料 2-2、次に説明いたします学校における屋上以外の設置候補の調査というのも行っておりますので、そちらの流れに沿って進めたいと考えております。この流れについては 2-2 を説明する中で同様にさせていただきます。

引き続き、資料 2-2 について説明させていただきます。次の資料 2-2 をごらんください。

既に学校の校舎屋上や体育館の屋根については、設置の可否について判定したところでございますが、それ以外の候補についても調査する必要があるだろうということで、広く可能性や必要性といったところを探るべく調査を行っております。

初めに(1)ですが、アンケートによる調査を実施しました。なお、アンケート調査の対象とした学校施設については、屋根貸し事業、市で既に導入済みの事業場所、本基金事業で対象となった場所については対象外としまして、それ以外の学校を対象としてアンケートを実施しております。

ア)の質問内容に移らせていただきます。

まず、確認した内容として、パネル設置が可能な場所がありますかと聞いております。続きまして、100m²以上のスペースがありそうかどうかを確認しております。3つ目としては、太陽光設置について、そういうスペースがあったとしても置ける置けないというところもあろうかと思っておりますので、設置することに支障がないかというところを調査しております。

このアンケート結果については、イ)に書かれているとおりです。アンケート対象数は118校で、106校から回答が来ております。あわせて、矢印のところに書いてあるとおり、場所に間違いがないかといったところや勘違い等で回答しているケースもあるかと思われましたので、場所の状態や設置上の意見等を各校に電話にてヒアリングを行いまして、状況の確認を実施しました。

その結果が、ウ)に書かれている設置場所の候補一覧のとおりです。全学校16校となっており、その概要については以下のとおりです。8番の花島小学校と14番の菅田中学校については、先生との接触がうまくいなくて具体的に確認はできていないのですが、今後ヒアリングをした上で候補場所がどこかというのを確定していこうと考えています。

枠の下に、「概要は参考資料2-2のとおり」となっておりまして、2-2のほうをちょっと目を通していただければと思いますが、どういう場所を候補として提示しているかというところを一覧にしております。

資料2-2のほうに戻りまして、今後はこういった情報から、今後の調査としましては、現地状況の把握を行っていき、実際に設置可能かどうかを判定していきたいと考えています。判定基準については下の6つのとおりとなっております。まず、日影の影響を受けないこと。維持管理に経費がかからないような場所であること。利用者や生徒が立ち入れないこと。設置に当たり基礎工事や配線工事が過大とならない場所であること。図面等により実際にここに置けますよといった場所の面積が本当に十分かといった精査や、太陽光パネルの設置場所の地盤が弱いということもあろうかと思っておりますので、そういった調査。また、構造物のケースもありましたので、その構造物の強度の精査ということも必要かと考えております。

これらの精査をしていった上で設置が可能と判断された場合には、次の資料2-3で説明いたしますが、学校以外の公共施設の調査の流れにあわせて設置が可能か判定をしていきたいと考えております。設置が可能となった場合には、資料2-3の流れのとおり個票を作成していく流れで考えております。

学校の屋根以外の調査候補の調査結果については、以上のとおりとなります。

先ほどの資料2-1や資料2-2から得られた候補については、資料2-3のほうでさら

なる精査をしていきたいと考えております。基本的には平成 26 年度の調査に準じた形になりますが、詳しいところは中外テクノスのほうから説明していただきます。よろしく申し上げます。

【委託事業者（舞田）】 中外テクノスの舞田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料 2-3 に基づきましてご説明を申し上げます。

1/4 ページでございます。調査対象候補地の選定の進め方ということで、先ほど遠藤様よりご説明いただきました資料 2-1 に示してある施設について作業を進めていくということになります。

最初に、「概略要件で抽出している候補場所について、以下を精査する」ということで、先ほどの遠藤様のご説明と少し重なるところもございますけれども、7つの要点を掲げさせていただいております。最初に、今後 20 年以内に建替えや大規模改修等の可能性がないこと。2 番目に、耐震化工事が終了していること。3 番目に、屋上の防水工事の実施状況を確認しようということ。4 番目に、屋根貸事業の対象とならないこと。5 番目に、太陽光パネルの設置面積を確認すること。6 番目に、蓄電池置き場があるかどうか。7 番目に、対象となる公民館等の使用電力量の確認ということで、後ろの 3 ページ、4 ページに電力量確認の計算シートというのを参考につけさせていただいております。これにつきましては、公民館等の使用する電灯だとか、そういった容量を確認した結果、もう一度計算するというところでございます。パネルの容量、蓄電池の容量というものをこういったところから算定していきたいと考えております。

続きまして、1 ページに戻っていただきまして、「設置の可否」の検討ということで、今絞られました候補箇所に関しまして、設置ができるかどうかというのを検討していきます。これは平成 26 年度に行った方法に準拠いたします。

2/4 ページの表 1 にその算定基準というものを示してございます。項目として、事業概要、それから、本事業の要件でございます低炭素化要件、それから、災害対策要件、政策的要件でここに示す 15 項目についてチェックをいたしまして、まとめていきたいと考えております。特に政策的要件の一番下の事業費の増減要因については平成 26 年度のことを踏まえまして、日照条件や蓄電池の設置場所、架台の設置条件は事業費の増減に大きく関わる要件ですので、今年度はこれを明確にここに記載させていただいております。

もう一度 1/4 ページに戻っていただきますが、(2) の 2) 「設置が可能」と判断された施設について、平成 27 年 8 月末を目標に個票の作成及び概略予算の検討を行います。

続きまして、この候補地の絞り込みに入るわけですがけれども、個票をもとに本外部専門委員会で選定いただき、設置場所を絞り込んでいきたいと考えております。

下にポツを 3 つ記載しておりますが、個票は第 2 回の専門委員会までに送付させていただきます。送付は委員会開催の約 1 カ月前を想定しておりますが、あらかじめ

め評価をいただきたいと考えております。そして、その回答に対して事務局で取りまとめて、第2回の委員会で報告し、最終判定をいただきたいと考えております。

なお、課題等が示された場合には、適宜対応させていただきたいと思っております。

最後までございますけれども、候補地が絞り込まれた結果を受けまして、設備導入のための設計を平成27年度中に実施するということになります。導入工事につきましては、平成28年度からという流れでございます。

資料2-3につきましては以上でございます。

【榛澤委員長】 どうもありがとうございました。

「平成28年度事業の調査対象及び選定の進め方について」の説明がございました。

まず、2-1について何かご意見ございますか。それとも、2の全体にしたほうがよろしいですか。では、全体にしましょう。

今のご説明に対して何かご質問は。

【倉阪委員】 資料2-2で調査したものは、資料2-3とは関係としてはどういうふうになるのでしょうか。2-3は建物の上のものを対象としているようですが。

【遠藤環境保全課主任技師】 2-3は建物を対象としておりますが、2-2のほうは基本的にはパネルが置ける場所があるかどうかというところがまずクリアされましたら、あとは蓄電池を置く場所があるかないかとか、今後の活用の可能性といったところは2-3に流れが乗ると思っておりますので、全く別の流れではなくて、2-3の流れが始まる時にはもう2-3のほうの整理も済ませた上で一緒に流していく考えでおります。

【倉阪委員】 では、建物ではないところについても置けるところは置いていこうという考え方でよろしいわけですね。

【遠藤環境保全課主任技師】 そうですね。それを8月末に結果として個票等を作成させていただきたいと考えております。

【倉阪委員】 それで、建物以外のところに置く場合に、一つ気をつけていただきたいのは、植栽をわざわざ切って太陽光パネルを置くようなものであるならば、ちょっとどうかなということもありますので、ここは「草刈り等がかからない」とありますけれども、設置に当たっての緑地への配慮みたいな、そういう要件は入れておいたほうがいいのかなど。稲毛高校みたいに駐輪場の屋根であれば、これはいいと思いますが、ほかのところは、航空写真でよくわからないのですけれども、何か植栽があるようなところを候補にしているようなところがありそうで、そこは別の観点で批判を受ける可能性がありますから、気をつけていただきたいと思っております。判定基準のところは、それをちょっと入れておいてもいいのかなと。

【遠藤環境保全課主任技師】 承知しました。植栽の伐採等は行わなくて済むような場所という……。

【倉阪委員】 同じような条件であれば、優先順位としては、わざわざ切らなければいけないところは落ちるかなというふうに思います。

【遠藤環境保全課主任技師】 承知しました。

【榛澤委員長】 CO₂削減には非常に緑が貢献していますので、やはりそのことは注意しておいていただければありがたいと思います。

関連してなんですけど、27年度は今やっていきますけど、27年度に外れたところも一応候補としてやっていきますよということですよ。

【遠藤環境保全課主任技師】 そうですね。27年度というか、要するに今まで選定した場所は、学校の屋上防水が終わっていたり、体育館が新耐震の構造であるといった出だしのところで条件を絞らせていただいたので、そうでない学校についても広く拾えるようにということで、この調査を進めたところですよ。

【榛澤委員長】 ということは、28年度は、学校以外の市の部分の事業場所もありますよね。あれも込みにしてということで解釈してよろしいのですか。それとも、27年度に外れたものだけについてやるということですか。

【遠藤環境保全課主任技師】 資料2-1の(1)のイ)の②で屋根以外の設置調査をするという趣旨で、表2-1の中で屋根の対象が×となったところ、また、屋根の対象が○となったところも含めて、屋根だけではなく敷地内も見ていくという、学校も敷地内を見るし……。

【榛澤委員長】 要するに、広げたということでいいですよ。

【遠藤環境保全課主任技師】 そうですね、おっしゃるとおりです。

【榛澤委員長】 深味委員、どうぞ。

【深味委員】 業者さんにお伺いしたいのですけれども、業者さんが実際に学校に行きましていろいろと調査をします。そのときに施設管理者ともめるということが私のほうに入っているんですけれども、そういったことはございましたでしょうか。

【委託事業者(舞田)】 具体的にはどこでしょうか。

【深味委員】 具体的な学校ですか。

【委託事業者(舞田)】 いつも話すときは教頭先生を中心に話しさせていただいておりますが。

【深味委員】 教頭先生からのお話で私のほうに入っているんです。3番目の進捗状況についてのところで質問しようかなと思っていましたが、実は椿森中学なんです。椿森中学の運営委員長から私のほうにも話がありまして、これは26年度にやることを決めたわけですよ。それで恐らく調査をおやりになったのではないかと思いますけれども、調査をしていらっしゃる方と施設の管理者がもめて、これはできないというような発言を業者さんがなされた。どうなっているんだというようなことを運営委員長から私のほうにありました。

たまたま椿森中学にはそのほかに問題が一つありまして、実は椿森中学は隣に国立病院機構があるんですけれども、あそこのグラウンドにヘリポートをつくるという案が、去年の6月に県と国立病院と千葉市で協定を結んでいるわけです。そうしますと、運動場は少なくともヘリポートになるということであれば避難所にはならないというのが普通だと思うんですよ。その2つの話が私のほうに入ってきました。

ヘリポートの話は、危機管理課は今まで聞いたことがないと。これが今年の6月

の初めなんです。契約書を見ますと昨年の 6 月なんですよね。そこら辺は情報が遅かったのかどうかわかりませんが、今、運営委員会で避難所をやめようかという話も出ています。そうしますと、26 年度に決めた椿森中学校が必要なくなってくることもあるのではないかというふうには思います。そこら辺は 7 月 1 日に千葉市の危機管理課と教育委員会と避難所運営委員長、委員、施設管理者との話し合いが持たれます。その結果どうなるかわかりませんが、そういうことで業者さんとの話し合いが余りうまくいっていないということが実際にありましたので、ちょっとお聞きしたわけです。

【委託事業者（舞田）】 申しわけございません。その件に関しましては、もう一度確認をとりましてご報告させていただきたいと思います。申しわけございません。

【榛澤委員長】 市のほうとしても、避難所としては不採択になるかもしれませんが、よく精査していただければありがたいと思います。

【遠藤環境保全課主任技師】 先生のほうに確認したいと思います。一点だけ、椿森中は蓄電池の置き場所について詳細調査を進める中で、確かに蓄電池の置き場所が今なかなか取りづらいというところで苦慮しているのは事実でございます、その中で説明の仕方については、私はちょっとわからないところもあるのですが、その中でちょっとそごがあったのかなと言うふう感じた次第です。そこはきちんと順を追って説明する必要があったと感じております。

【榛澤委員長】 いい話だと思いますので、よろしく。
ほかによろしいですか。

【深味委員】 はい。

【榛澤委員長】 大槻委員もよろしいですか。

では、3 番目のほうに移らせていただきまして、「事業の進捗報告及び進め方」につきまして、ご説明よろしくお願ひいたします。

【遠藤環境保全課主任技師】 続きまして、遠藤より説明させていただきます。

資料 3-1 をごらんください。こちらに 3 年間の事業フローというものを示させていただいております。実施済みのものと今後実施予定のもので色分けをして示しております。

この中で、まず 3 つ大きくくくられた枠の中の上の選定済みの 17 カ所についての流れから説明させていただきます。

まず、27 年当初より現地調査等を進めておりまして、27 年 4 月に入ってから設計図書の作成というところに取りかかっているところがございます。こちらについては、本来であればもう終わってもいいという状況で、この場で仕様の説明等と、こんな設計図が書き上がりましたという説明をさせていただきたかったのですが、ちょっと延びておりまして、申しわけないのですが、本日この場で説明することができません。別途、概要等を取りまとめさせていただきまして、設計が終わった際にはそういった資料を送付させていただきたいと思います。また、その上でいろいろ相談等をさせていただければと思っておりますので、その際はご協力のほど、

よろしくお願ひいたします。

いずれにしましても 7 月早々には設計図書を完成させた上で、9 月には入札、10 月からは施工を開始して、年度内の工事完了を目指して進んでいるところです。こちらが、今の選定済みの 17 カ所についての流れとなります。

2 段目になりまして、選定予定施設ということで、こちらが先ほど資料 2 のほうで協議いただいた候補の絞り込みの流れになります。これから、今お示しした情報等をもとに既存資料調査や現地調査を行っていきまして、個票の作成をしていきます。個票については 10 月の専門委員会の場で評価等々をいただきながら、大体 5 カ所をめどに決定したいと思っているところですが、5 カ所が決定しましたら詳細調査を経て設計に入っていきたいと考えております。設計は年度内に終わらせた上で、実際の導入工事は 28 年度 4 月以降と考えております。

また、下の段の委員会等についてですが、住民との検討会というところで、これまで 3 つの避難所で計 5 回の協議に参加させていただきました。すみません、あした参加することも含めておりましたので、今まで計 4 回です。あしたを含めて 5 回参加することになりますが、磯辺小学校というところが比較的活動が先行しているという情報を得ておりますので、先行している磯辺小に重点を置きながら参加して、取り組みのヒントとなるようなものを得たいというようなところで回数を重ねているところです。

そういった取り組みの方針を今後ワークショップなりで展開し、マニュアルまでつなげていきまして、来年度には操作訓練、さらにはマニュアルの改訂といった、いわゆる PDCA というサイクルに乗せていきたいと考えております。

住民との検討のフローについては、次の資料の 3-2 のほうで詳しく説明させていただきたいと思ひます。資料 3-2 については、また中外テクノスさんより説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【委託事業者（舞田）】 それでは、引き続きましてご説明申し上げます。

資料 3-2 の 1/6 ページでございます。今、遠藤様のほうからご紹介いただきましたが、3 カ所の避難所運営委員会の会議に参加させていただきました。得られた課題の整理ということで最初に書かせていただいております。

まず 1 つ目は、委員会内での設備の利活用方法等について、委員の方の活発な意見交換がございまして、その中でもいろいろなことを思っいらっしゃる方がいらっしゃって、その共有する方法がなかなか難しいのではないかとあったことがありました。

それに対しては、各委員に対してわかりやすい資料の作成と説明、もちろん実際の訓練などでの現場の説明なども必要というふうに判断しております。

それから、誰もがわかりやすい成果目標を提示し、検討いただく。こういった最終目標を示しながら説明していくことで皆様の理解を得たいと考えております。

続きまして、想定される災害の規模別の運用マニュアルの検討が必要ではないか。これにつきましては、本委員会でご指摘いただいたとおりでございまして、私ども

もそういうふうを考えまして、以下に示しております①避難所がいっぱいになる規模ではどうあるべきか。②半分くらい埋まる規模ではどうあるべきか。③少人数の場合についてはどうあるべきか。こういった規模感でマニュアルの検討をしていくことも必要かと考えております。

続きまして、課題の 2 番目でございますが、私どもは 3 回しか行っていませんが、いろいろ情報を聞かせていただく中で、避難所によって活動とか意識等に差があるというふうに聞いてございます。そのあたりを最終的には全部の運営委員会で同じ規模まで引っ張り上げるということが重要かと思っております。

特に、先ほどもご紹介いただきましたけれども、磯辺小学校の防災活動というのが非常に先行しているということで、実際に井戸のマニュアルをつくられて、それを周知徹底されているというような事例がございます。4/6 ページに実際の現場の写真を撮らせていただきまして、こういったように、まず非常用井戸の操作手順というのを皆さんでつくられて、この手順書について皆さんで協議し、また実際に動かしてみたということでございます。井戸利用の手順書につきましても、井戸のポンプ制御盤に張ってございまして、いざというときにすぐ使える。こういったところまでやられている委員会があるということで、こういったことを先例として紹介していきたいと考えております。

続きまして、連携の方法ということで、先ほど遠藤様よりワークショップということでご紹介がありましたけれども、先ほどの説明した方法などにつきまして、まず事務局内で検討・情報整理した後、防災の専門家の皆様等にヒアリングして、その結果を踏まえまして避難所運営委員会でワークショップを開催する流れです。そこで、どのようなマニュアルをつくるべきか、それから、こういった避難訓練をすべきか、そういったものをまとめていけたらと考えております。

具体的には、作業内容として次に示させていただいております。(2)の1)で、上の図の防災の専門家へのヒアリングまでお示ししております。

最初に情報収集ということで、現状の組織の状況、それから、こういったところに避難所運営委員会が立地しているかという立地条件など、今後のことを踏まえて条件整理します。それから、防災に関する意識や活動状況、避難所としての電気使用量、学校との連携状況、環境教育等で利用できるか、こういったことを事前の情報として収集したいと考えております。

方法につきましては、私どもで事前の情報を整理した上で、各避難所運営委員会の委員長さん等にヒアリングを行って確認しながら、それをまたまとめ上げるという作業をしたいと考えています。

情報の整理の仕方につきましては、今のヒアリング結果をもとに避難所運営委員会ごとの運営スタイルの方向性を事務局案としてまとめます。そのまとめたものに対しましてワークショップ等で課題等を示しながらやっていくということを考えております。その際に、防災の専門家に対してもヒアリングを行いたいと思っております。

2/6 ページに移ります。具体的なワークショップの開催方法ということでここには書かせていただいております。

まず、役割ということで3つ掲げさせていただいております。

具体的な避難訓練方法の検討に生かすためのワークショップとしたいと考えております。ワークショップを取り仕切るファシリテーターという役目がありますけれども、その役目の人には過去こういった訓練を実施した人、それから一般的な災害NPO等の専門家を講師に招くことも検討したいと考えております。

続きまして、先ほども申し上げましたけれども、先行している避難所運営委員会の情報を活用するというのも考えております。特に磯辺小学校等、先行している避難所運営委員会に対してまずワークショップを実施して、ほかの委員会の参考になる情報を得たいと考えております。これは2カ所程度を考えております。

3つ目でございますけれども、それに反しまして比較的活動が活発でない避難所運営委員会の情報もとりたいたいということで、同じようにワークショップを開催したいと思っております。

続きまして、これからは実際の流れのほうになるのですが、開催前の準備としましては、今3カ所やっておりますので、残りの14カ所に関しまして、事前説明会を開催して趣旨を説明したいと考えております。

ワークショップの開催回数ですけれども、一応3回を想定しております。1回目で趣旨の説明と課題の抽出、2回目の開催は設備を設置する前後になりますけれども、訓練をはじめとするマニュアルの作成、3回目につきましては訓練後、これは確実に設備が設置された後ですけれども、実際にやった後にどういったマニュアルが最適かというのをもう一回検討する。こういったことで28年度までには各避難所運営委員会に適したマニュアルをつくり上げていけたらと考えております。

開催時期につきましては、今もご説明申し上げましたけれども、今年度中には各避難所運営委員会に1回はやりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、まず夜間の訓練の実施方法について、訓練までにどんなものが必要なのか、訓練にはどんなことが必要なのか、訓練の活用方法を見直してマニュアルに落とし込む、再訓練での注意すべき点、マニュアルの内容、こういったものを検討の中身として進めていきたいと思っております。

最終的には、ワークショップの結果を各避難所運営委員会等で双方に発信するような材料をつくらせていただきまして、本事業の事業成果の中にも取り込んでいきたいと考えております。

3/6 ページに、今まで口頭でご説明してきた流れを簡単に示しております。最初に委員長にヒアリングをして、委員会に説明して、そこからワークショップを開催し、その中で課題等を抽出していく。設備が設置された後に現地確認をして、確認した後にマニュアルのたたきをつくって訓練に入る。それから、いざというときに本当に使えるマニュアルにするために、訓練と改訂のための反省会を繰り返してつくり上げていきたいと考えております。

5/6 ページ以降でございますけれども、ワークショップの進め方ということで、ここには一般的なワークショップの進め方をここに記載させていただいておりますので、後程、目を通しておいていただきたいと思います。実際のワークショップでは、各避難所運営委員会で参加するメンバーにはいろいろな立場の方、いろいろな属性の方がいらっしゃるのです、そういったことを十分に配慮させていただきながらこのワークショップは進めさせていただきたいと考えております。したがって、一律にこうするというようなことは考えておりません。その辺は事前の委員長さんへのヒアリング等を含めて、進め方というのはその都度検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【榛澤委員長】 どうもありがとうございました。

今のご説明に対しまして、深味委員のほうから何かございますか。

【深味委員】 ちょっとお聞きしたいのですけれども、具体的な検討内容として、2/6の①に夜間訓練実施方法というようなことが書いてあるのですけれども、千葉市内で今まで夜間訓練を泊まり込みで実施した学校は、花見川区の瑞穂小学校と緑区のおゆみ野南中学校の2校しかないわけですけど、指導して非常に難しいということがあります。具体的にはまだどういった方法でやるということは考えていらっしゃらないということですか。

【委託事業者（舞田）】 そういった先行された方にも聞きながら、最適な方法をどんどん改定しながらやっていく必要があるか考えていますので、いきなりこうだというふうに決めつけてやるのは危険だと思っております。

【深味委員】 避難所運営委員会の委員が毎年かわっているわけです。各自治会の役員がかわると同じように。そうしますと、今までやってきたことをまた新しくやるというのが毎年になっているわけです。中にはそういったことに興味のある方が3年、5年とやっていらっしゃる場所もありますけれども、恐らく80%ぐらいはほとんど毎年かわっています。ですから、話の持っていく方によっては、持っていった方がいいけれど役員の改選の時期をまたぐということであると、また最初からやり直さなければならないということになりますので、その点は注意していただいたほうがいいと思います。

【榛澤委員長】 貴重なご意見ありがとうございました。

大槻委員、何かございませんか。

【大槻委員】 あした、深味先生が緑区に説明に来ていただくということで……。

【榛澤委員長】 大所高所的に倉阪委員のほうから。

【倉阪委員】 ワークショップですけど、ルールで書いてあることは、一般的にワークショップは、アイデア出しをするためにいろんな発想、意見が出やすいような形で出してもらうということをやりますけれども、今回のワークショップで自由度があるところと自由度がないところがあると思うんですね。基本ラインとして各避難所での対応に大きな差がないことというのもあって、それから、今回つけられた設備をうまく活用するというのであれば、それは設備によってマニュアルという

のは既に決まっています、それを落とし込むだけになるところは多分あると思うのです。そういう自由に発想していい部分と、必ずやらなければいけない部分というのが両方ある中で、ワークショップをどういうふうに戻していくのかというのがちょっと心配になったのですけれども、そこはいかがですか。

【委託事業者（舞田）】 おっしゃられるとおりでと思います。今回の場合は災害時の初期の動き方を決めるということが主になるので、そこで必ずやらなければいけないことというのはしっかり皆さんと情報共有しながらつくり上げていきます。その中で、先ほどもおっしゃられましたけど、委員の方がかわられたときにどうすべきか、どういった連絡網であればうまくいくか、また、先ほどの議論で出ました規模感によってもいろいろなものがありますので、そういったことも踏まえて、作業を行います。実際に活動されていてうまい連絡方法だとか、誰の指示に基づいて最初に動くべきなのかとか、まだ3回しか出ていませんけれども、各避難所の中で個別のルールがあるようなイメージを持ちましたので、それを踏まえて各運営委員会それぞれのマニュアルになるようにつくっていきたいと考えております。

【倉阪委員】 恐らくそれぞれカスタマイズしなければいけないところというのはあって、そこをあらかじめ明示して、一般的にやらなければいけないことというのは踏まえた上で、その地域に合ったような形で意見を出し合うところをつくるような、そういうイメージになるのかなど。いきなりKJ法でアイデアをみんな出すという話ではないような気がして。

【遠藤環境保全課主任技師】 まず、避難所の熟度というのが一つのキーワードになると思っておりまして、というのは、避難訓練をまず目標にするのですが、訓練の中身として単なる操作訓練という初歩的なものから、いかに災害時を想定して活用するのかという本来的な避難訓練という、その幅があると思っています。なので、初歩的な避難訓練というのはこういうものですよというマニュアルみたいなものがあれば、まず会長さんのヒアリングの中で、ここについては初歩的なマニュアルというものを当てはめた上でワークショップを開催しようとか、比較的ちゃんと取り組んでいるようなところについては、もう少しカスタマイズも自由にできるし、いろんな電気設備を使うような、それこそ熱設備も使っちゃうような、そんな活用方法も検討していただけるような避難所については幅広くワークショップの中で意見を出していただくという、そういう方向性かなというふうに聞きながら感じております。

【深味委員】 各区によって環境が違いますし、市の避難所マニュアルというのは我々作成にも携わったのですが、あくまでそれはマニュアルであって、各避難所に任せて自分たちで一番いいマニュアルをつくれということで指導してきているわけです。そうしますと各場所がほとんど自分たちでつくっていますので、市でつくりました基本的なマニュアルに沿ってということであると、また混乱が起きるのではないかと思います。そこら辺を注意していただければと思います。

【榛澤委員長】 この委員会というのは、あくまでも防災組織体制のことについてや

るのではなくて、その施設を提供するのに、その施設のあり方・使い方というのをここでやっておりますから、それに絞っておかないと、避難所まで手を入れてしまうと、恐らく混乱するのではないかなという気はします。ですので、そこは絞ってやっていただけるとありがたいと思います。

【前野副委員長】 2つほど。1つはワークショップの考え方です。実は私は古い人間なものですから、ワークショップというのは、今、まちづくり系でやっているワークショップと違いまして、かなり専門家の集団が自由にいろいろやるというイメージをもともと持っておりました。工房・作業場というのは必ずプロフェッショナルがいて、安全性に気を使いながらワークショップを運営するんです。それが大分意味合いが変わっておりまして、自由にとというブレンストレーミングみたいな感じのワークショップができているのですが、先ほど問題にされたような統一性の一部で先行したものの情報共有、それから、ある意味プロフェッショナルな方の幾つかの的確な情報提供、そういったものも非常に重要な要素ですので、何らかの形でそういった情報を流しながら自由に作業をする。そのほうが私はワークショップとしては実りが多いものになるのかなと思っています。

その辺がどういう工夫をすればいいのかわからないのですけれども、特に先行している避難所のさまざまな情報を持っておられる方、あるいはグループ、あるいは教育機関、こういった方からの情報をできるだけ共有していく、あるいは提供するというのは、重要なポイントかなと思っています。そうでないと各ワークショップでさまざまな議論をして、みんなばらばらのまとまり方をする。でも出たものはほとんど同じようなものだったり、違ったり、いろいろあるんですけど、ちょっと気をつけなければいけないなという気はしています。

もう一点、ちょっとこれは小さなことですけど、選定済みの17カ所と詳細調査15カ所の差はどのようになっているのかと思ひまして、何かご説明いただければありがたいです。簡単で結構ですが。

【遠藤環境保全課主任技師】 まず、平成26年の9月と10月に、市としてモデル的に2校進めていきますよというふうを選定した場所がございます。

【前野副委員長】 それで、差の2ですね。

【遠藤環境保全課主任技師】 そうですね。

【前野副委員長】 わかりました。

【遠藤環境保全課主任技師】 後追いで15カ所追加されたという形になっております。

【前野副委員長】 わかりました。ありがとうございます。

【榛澤委員長】 私から一つ言わせていただくと、あくまでも避難所の運営委員会というのがあるので、そこがやはり道具を使う方たちです。私たちのほうは道具の使い方を整備して、その使い方についてということだけで、余り頭を突っ込んでしまうと大変なことになるのではないかなと思います。これは私の意見でございますので、参考にさせていただければありがたい。あくまでも連携ということでやっていければありがたいと思いますので。

【遠藤環境保全課主任技師】 手法はきちんと示しつつも、活用は住民の方で持っていただくという、そんな形で進めていきたいと思います。

【榛澤委員長】 ほかにございますか。

【大槻委員】 避難所運営委員会というのは、ことしの場合は8月30日に各地区に重点地区ということで行政から指定された学校が入るわけですね。それに当然行政の方が入られますので、その辺を見ていただければ、それぞれ違いもわかると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。まさしく磯辺小学校さんなどが本当に進んで、会長さんがもともと3.11のときから動かれた方ですので、よろしくお願ひします。

【遠藤環境保全課主任技師】 承知しました。

【榛澤委員長】 では、今までのものを参考にして、皆様方、前へ進めていただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

では、その他ということで事務局へお返しします。

【工平温暖化対策室主査】 次回の専門委員会ですけれども、先ほどスケジュールのところでご説明したとおり10月ごろを予定しております。日程につきましては後日ご連絡の上、調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会議の冒頭でもお知らせしましたとおり、本会議は情報公開条例の規定により、公開することが原則となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議事録につきましても公表することになっております。議事録につきましては、議事録（案）を委員の皆様にご確認いただいた後、公表する予定ですので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【榛澤委員長】 委員の皆様から何かほかに連絡事項がありますか。別にございませんか。事務局のほう、ほかにないですね。

では、これで私の司会を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

午後 5時21分 閉会